

文京区、財団法人文京アカデミー及び財団法人
鼓童文化財団の事業提携に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）、財団法人文京アカデミー（以下「乙」という。）及び財団法人鼓童文化財団（以下「丙」という。）は、下記の条項により事業提携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が丙の伝統的和太鼓を中心とした文化芸術創造活動及び体験学習や環境学習等を取り入れた特色ある交流事業により、区民の芸術鑑賞及び創造的文化活動の発展に寄与し、もって文京アカデミー構想の実現及び区民福祉の向上を図ることを目的とする。

（鑑賞事業）

第2条 甲、乙及び丙は、三者が共同で主催する鑑賞事業を響きの森文京公会堂大ホール等（以下「大ホール」という。）で実施する。

2 甲、乙及び丙は、前項の鑑賞事業の実施にあたり、それぞれ次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 乙は、丙に対し、大ホールの優先使用を承認するものとする。
- (2) 甲は、乙が前号の承認をしたときは、大ホールの施設使用料（附帯設備使用料を除く。）を減額又は免除するものとする。
- (3) 丙は、大ホールにおいて毎年1回以上公演を行うものとする。
- (4) 甲、乙及び丙は、チケットの区民向け優先販売及び宣伝について、相互に協力するものとする。

（交流事業）

第3条 甲、乙及び丙は、相互に協力し、特色ある文化活動を通じて、区の区域内に在住する幼児、小・中学校の児童・生徒及び区民との交流事業を実施する。

（事前協議）

第4条 甲、乙及び丙は、前2条で掲げた事業の実施に当たり、相互に事前協議をする。

（協定期間）

第5条 この協定に係る期間は、協定締結の日から2年間とする。また、甲、乙及び丙の三者に改定の意思表示がされないときは、更に2年間有効とし、以降この例による。

（協定の解除）

第6条 この協定は、甲、乙及び丙のいずれかの申出によって解除することができる。ただし、既に成約した事業については、誠意をもって履行しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止等）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲、乙及び丙の三者が合意した場合は、この限りではない。

（その他）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項及び内容の変更については、三者で協議の上、この協定の内容を変更することができる。

2 甲、乙及び丙は、事故、天災地変等の不可抗力又は疾病等により事業を実施できない場合に関しては、別に定めるものとする。

3 この協定の詳細については、別途覚書を取り交すものとする。

この協定の締結を証するため、本証書3通を作成し、各々署名の上その1通を保有する。

平成18年9月26日

甲 文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長

煙山力

乙 文京区春日一丁目16番21号
財団法人 文京アカデミー
代表者 理事長

保野晋一郎

丙 新潟県佐渡市小木金田新田148-1
財団法人 鼓童文化財団
代表者 理事長

島崎信

文京区、財団法人文京アカデミー及び財団法人
鼓童文化財団の事業提携に関する覚書

平成 18 年 9 月 26 日

(主旨)

第 1 条 この覚書は、文京区、財団法人文京アカデミー及び財団法人鼓童文化財団との事業提携に関する協定書（以下「協定」という。）第 8 条第 3 項に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(鑑賞事業の実施)

第 2 条 文京区（以下「甲」という。）及び財団法人文京アカデミー（以下「乙」という。）は、財団法人鼓童文化財団（以下「丙」という。）に対し、協定第 2 条第 1 項に定める鑑賞事業（以下「鑑賞事業」という。）を実施する場合において、次の各号に掲げる協力を行う。

- (1) 乙は、響きの森文京公会堂大ホール等（以下「大ホール」という。）の使用について年間 5 日を限度に優先使用を承認する。
- (2) 乙は、鑑賞事業の練習会場等として楽屋、多目的室、練習室又は会議室を使用する場合において、年間 5 日を限度に優先使用を承認する。
- (3) 甲は、乙が第一号により大ホールの優先使用を承認した場合は、年間 5 日を限度に施設使用料を 5 割減額する。この場合において、乙が第 2 号により楽屋、多目的室、練習室又は会議室の優先使用を承認したときも同様とする。

2 丙は、鑑賞事業において、チケットの区民優先枠を設けるとともに、その宣伝及び販売を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、それに協力するものとする。

(交流事業の実施)

第 3 条 丙は、協定第 3 条に定める交流事業（以下「交流事業」という。）のうち、甲及び乙が主催するものに協力するものとする。

2 甲及び乙は、丙が実施する交流事業につき、次の各号に掲げる協力を行うものとする。

- (1) 甲又は乙が管理運営する施設の優先使用の承認
- (2) 前号の承認をした場合における施設使用料の減額又は免除
- (3) その他甲及び乙が必要があると認めた事項

(出演料の軽減)

第 4 条 丙は、鑑賞事業及び交流事業を実施するときは、自らその出演料を軽減するよう努める。

(その他)

第 5 条 協定の締結前に丙が既納した施設使用料は、減額又は免除しない。

甲 文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号
文京区
代表者 文京区長 煙山 力



乙 文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号
財団法人 文京アカデミー
代表者 理事長 保野 晋一郎



丙 新潟県佐渡市小木金田新田 1 4 8 - 1
財団法人 鼓童文化財団
代表者 理事長 島崎 信

